ちば人権出前講座事業実施要領

（趣旨）

第１条

この要領は、全ての人が自分らしい生き方のできる社会を実現することを目的とし、差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、人権をテーマとした研修会や講習会等を開催する団体等への講師派遣について必要な事項を定める。

（派遣の対象）

第２条

講師を派遣する研修会等は、地域、企業、NPO、その他の民間団体等が主催する人権をテーマとした研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

（1） 県民の人権問題に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する人権施策の推進に資すると認められるものであること。

（2） 千葉県内で開催されるものであること。

（3） 主として千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤する者を対象として開催されるものであること。

（4） 参加者が概ね30人以上のものであること。

（5） 講師の講演時間が概ね45分を超え120分以内であること。

（6） 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

2　研修会等を主催する者（以下「主催者」という。）が同一である研修会等に対する講師の派遣は、前項の規定にかかわらず、同一年度において原則として1回を限度とする。

（派遣の申請）

第３条

講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、「ちば人権出前講座講師派遣申請書（別記第1号様式）」により千葉県健康福祉部健康福祉政策課長（以下「健康福祉政策課長」という。）に申請しなければならない。

（派遣の決定等）

第４条

前条の規定による申請があった場合は、健康福祉政策課長は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは「ちば人権出前講座講師派遣等通知書（別記第２－１号様式）」により申請者に通知するものとする。

2　健康福祉政策課長は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、直ちに該当講師に「ちば人権出前講座講師派遣等通知書（別記第２－２号様式）」により派遣要請を行うものとする。

3　健康福祉政策課長は、第１項の規定により講師の派遣を行わないことを決定したときは、「ちば人権出前講座講師派遣等通知書（別記第２－３号様式）」により理由を記載のうえ申請者に通知するものとする。

（結果報告）

第５条

講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から１０日以内に、当該研修会等の実施結果を「ちば人権出前講座実施結果報告書（別記第3号様式）」により健康福祉政策課長に報告するものとする。

（経費負担）

第６条

知事は、予算の範囲内において、講師に対して謝金を支払うものとする。ただし、派遣された講師が公務員の場合はこの限りではない。

2　前項の規定により知事が負担する経費の支払いに関する事務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課が行う。

（庶務）

第７条

この要領に関する事務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

附則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月13日から施行する。

様式第１号

ちば人権出前講座講師派遣申請書

年　　月　　日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長　　様

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

担当者氏名

電話

FAX

ちば人権出前講座事業実施要領第３条の規定により次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会のテーマ及び分野	
派遣希望の日時	年　　月　　日（　　） 時　　分から　　時　　分まで
派遣場所	（所在地　　）
受講対象者及び予定人数	
希望講師氏名	
その他要望事項	

※　派遣場所を明記した図を添付すること

様式第２－１号

ちば人権出前講座講師派遣等通知書

年　　月　　日

（主催者名称）　様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長

（公印省略）

年　　月　　日付けで申請のありましたちば人権出前講座講師派遣については、下記のとおり派遣することにしましたので、ちば人権出前講座事業実施要領第４条第１項の規定により通知します。

なお、研修会等の開催後１０日以内に別紙様式第３号により結果を報告願います。

記

１　主催者及び研修会等の名称

２　派遣の日時

３　派遣場所

４　派遣する講師

氏　名

連絡先

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者：
電　話：０４３－２２３－２３４８

様式第２－２号

ちば人権出前講座講師派遣等通知書

年　　月　　日

（派遣講師）　　様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長

（公印省略）

下記への派遣を決定したので、ちば人権出前講座事業実施要領第４条第２項の規定により通知します。

記

研修会等の名称	
研修会のテーマ及び分野	
主催者	住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 　電話 　ＦＡＸ
派遣の日時	年　　月　　日（　　） 時　　分から　　時　　分まで
派遣場所（別添地図参照）	（所在地　　）
受講対象者及び予定人数	
講師へ要望事項	

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者：
電　話：０４３－２２３－２３４８

様式第２－３号

ちば人権出前講座講師派遣等通知書

年　　月　　日

（主催者名称）　様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長

（公印省略）

年　　月　　日付けで申請のありましたちば人権出前講座講師派遣については、下記のとおり派遣を行わないことに決定しましたので、ちば人権出前講座事業実施要領第４条第３項の規定により通知します。

記

１　主催者及び研修会等の名称

２　派遣を行わない理由

千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
担当者：
電　話：０４３－２２３－２３４８

様式第３号

ちば人権出前講座実施結果報告書

平成　　年　　月　　日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長　　様

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

担当者氏名

電話

ちば人権出前講座事業実施要領第５条の規定により、次のとおり研修会等の実施結果を報告します。

研修会等の名称	
実施日時	年　　月　　日（　　） 時　　分から　　時　　分まで
講師氏名	
実施場所	
受講者数	
研修会等の成果	

※　研修会資料等の参考資料を添付すること